

総合教育会議設置要綱にかかる Q & A

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）平成 26 年 7 月 17 日付け 26 文科初第 490 号及び文部科学省パンフレットより)

Q 1 第 2 条第 1 号の「に関する総合的な施策の大綱」とは。

- ・ 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。
- ・ 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされている。
- ・ 国の第 2 期教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）においては、主に第 1 部及び第 2 部のうち成果目標の部分が、大綱策定の際に参酌すべき主たる対象となること。
- ・ 大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が 4 年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が 5 年であることに鑑み、4 年～5 年程度を想定しているものであること。

Q 2 第 2 条第 3 号の「児童、生徒等」の等とは。

幼稚園の園児、社会教育施設の職員や一般利用者を想定している。

Q 3 第 2 条第 3 号の「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合」に該当する事項として想定されるものは。

- ・ いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
- ・ 通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合

Q 4 第 2 条第 3 号の「等の緊急の場合」に該当する事項として想定されるものは。

- ・ 災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合
- ・ 災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要があり、福祉担当部局と連携する場合
- ・ 犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合

Q 5 第 4 条第 2 項で、教育委員会の側から総合教育会議の招集を求めることも可能であるが、

その想定される協議事項は。

教職員定数の確保、教材費や学校図書費の充実、ICT環境の整備、就学援助の充実、学校への専門人材や支援員の配置等、政策の実現に予算等の権限を有する地方公共団体の長との調整が特に必要となる場合には、教育委員会の側からも積極的に総合教育会議の招集を求めることができるものであること。

Q 6 緊急の場合、構成員すべての招集が困難な場合の対応は。

- ・ 会議に定足数の規定はない。
- ・ 総合教育会議の構成員は、地方公共団体の長及び教育委員会であり、教育委員会からは、教育長及び全ての委員が出席することが基本と考えられるが、緊急の場合には、地方公共団体の長と教育長のみで総合教育会議を開くことも可能であること。
- ・ 緊急の場合に、教育委員会から教育長のみが出席する場合には、事前に対応の方向性について教育委員会の意思決定がなされている場合や教育長に対応を一任している場合には、その範囲内で、教育長は調整や決定を行うことが可能であると考えられるが、そうではない場合には、総合教育会議においては一旦態度を保留し、教育委員会において再度検討した上で、改めて地方公共団体の長と協議・調整を行うことが必要であること。

Q 7 いじめによる自殺事案等にどのように対応することになるか。

いじめ事件などが生じた場合には、まず、常勤の教育長が第一義的な責任者として迅速に対応することになる。また、教育長の判断により、教育委員への迅速な情報提供や教育委員会会議の開催、総合教育会議の招集を求めることなどが考えられる。なお、市長の判断により、緊急に総合教育会議を開いて、講ずべき措置を協議するパターンも考えられる。

Q 8 議事録の体裁（発言者氏名の公表）は。

法律、通知に規定なし。本市の議事録は、発言者氏名も掲載している。

Q 9 第8条（調整結果の尊重）が規定されている意味は。

- ・ 総合教育会議において調整が行われた場合とは、地方公共団体の長及び教育委員会が合意した場合であり、双方が合意をした事項については、互いにその結果を尊重しなければならないものであること。なお、調整のついていない事項の執行については、法第21条及び法第22条に定められた執行権限に基づき、教育委員会及び地方公共団体の長それぞれが判断するものであること。
- ・ 地方公共団体の長が、教育委員会と協議・調整の上、調整がついた事項を大綱に記載

した場合には、法第 1 条の 4 第 8 項により、地方公共団体の長及び教育委員会の双方に尊重義務がかかるものであること。なお、会議で調整した方針に基づいて事務執行を行ったが、結果として大綱に定めた目標を達成できなかった場合については、尊重義務違反には該当しないこと。

- ・ 地方公共団体の長が、教育委員会と調整のついていない事項を大綱に記載したとしても、教育委員会は当該事項を尊重する義務を負うものではないこと。なお、法第 21 条に定められた教育に関する事務の執行権限は、引き続き教育委員会が有しているものであることから、調整のついていない事項の執行については、教育委員会が判断するものであること。